

第10回農業委員会総会議事録

1 招集日 令和7年10月6日（月）

2 開会日時及び場所

令和7年10月6日（月） 午後1時55分

吾妻町ふるさと会館研修室1

3 閉会日時 令和7年10月6日（月） 午後3時02分

4 委員氏名

(1)出席者（17名）

1番 山崎富士子	2番 笠原 勝	3番 松尾 茂敏	5番 中川 實美
6番 馬場 保	7番 前田 辰己	9番 田島 真一	10番 内田 弘幸
11番 栄木 正孝	12番 宮崎 芳守	13番 井出 真吾	14番 小田 伸吾
15番 小篠 正治	16番 山崎 正典	17番 坂本 博	18番 東 康敬
19番 林田 剛			

(2)欠席者（1名）

8番 鶴崎 高幸

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次長	内田 啓輔
参事補	福田かすみ

6 提出議案及び報告事案

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第3 議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第43号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

日程第6 議案第44号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について

日程第7 報告第8号 非農地通知の発出について

午後1時55分開会

○事務局長（高木 謙次君） 皆さん、こんにちは。定刻前ではありますけれども、おそろいのようでございますので、令和7年第10回雲仙市農業委員会総会を始めたいと思います。

その前に、議案書の訂正を1件お願いしたいと思います。

36ページの、あっせん委員の氏名についての議案になります。今回、上段が出し手、下段が受け手ということで、今回、初めて受け手の申出がありまして、受付番号1番としておりますけれども、整理の都合上、通し番号順にしたほうが台帳整理をしやすいということで、事務局の都合で申し訳ありませんけれども、下段の受付番号1番を6番に変更をお願いします。1番を6番です。よろしいでしょうか。

それでは、議事進行上、発言される場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言をお願いします。また、携帯電話は音の出ない状況に設定くださいますようお願いいたします。

本日は、鶴崎委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しておりますので、会長を開会をお願いいたします。

○議長（林田 剛君） 改めまして皆さん、こんにちは。夏の厳しい中を乗り越え、水不足も心配された中、収穫の秋を迎えております。稲穂もこうべを垂れて、恐らくいい作ではないかと思います。米価もいろいろ、いい情報を持っているので、収穫の秋ということで、皆さん、お忙しい中、お集りいただきましてありがとうございました。それでは、着座にて進めたいと思います。

ただいまから、令和7年第10回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。各委員の協力方、よろしくお願ひいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、1番、山崎富士子委員、2番、笠原勝委員、両委員を指名いたします。

これから議事に入ります。

日程第2、議案第40号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第7、報告第8号、非農地通知の発出についてまでの議案5件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第40号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○参考補（福田 かすみ君） 議案書2ページを御覧ください。

[議案第40号の朗読]

議案書3ページ、申請番号48番から60番までの13件の申請があつております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（14番 小田 伸吾君） 議席番号14番、東部調査会長の小田です。東部調査会分は、申請

番号48番から50番です。

申請番号48番は、耕作に不便な場所にある農地の所有者から、耕作利便のため買い受ける案件です。

申請番号49番は、今年度3条で譲り受けた農地を親族間の問題が発生したことにより、元の持ち主である姉へ返却するため、贈与する案件です。

申請番号50番は、耕作者の希望で、耕作利便のため借り受ける案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号48番から50番について、ご質疑がありましたらお願いします。内田委員。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、内田です。この49番ですけど、家族間とか説明が今、あったわけですけど、そもそも大体、これは姉さんがもう、し切らんけんということで贈与させたものと思うとですね。そうした時に、家族間でどういう話があったか知らないんですけど、その家族の者で、要するに家族が一切、そういう畠も何も今まで触ってくれんやったけん、荒れ放題か何か知らんけど、なってきとったでしょうね。その子供たちか何か、家族が、子供なのか何なのか知らんけど、そういうときには、その子供がすると言うなら、贈与は姉じゃなくて子供と思うですよ。

これはまた、姉にやると、贈与の場合、農業はしてもおらんし、贈与をやるということ自体、おかしかと思うとです。そうしたときには、その子供たちの誰かがするということが分かっていれば、その子供の誰かに贈与せんばいかんことであって、それは内部の事情がどうであろうと、一旦はもう、弟にやった案件ですけん、それをただ単純に戻せばよかちゅうもんじやなかとですよね。

そうしたときに、子供たちがいろいろ言うてこうなったんでしょうけど、じゃあ、その子供たちの誰かがそこの農地はちゃんと管理するということで、その人が贈与を受けるべき案件と思うとです。
お願いします。

○議長（林田 剛君） 小田委員。

○委員（14番 小田 伸吾君） 議席番号14番、小田ですけど、これ直接、現所有者と話をしてきた、聞き取りを、この親族間の問題について話を聞いてきたんですけども、前所有者の子供さんが3人いらっしゃって、その子供から、ただで農地ば渡さんでもいいでしょうという話があったそうなんです。

それで、子供さんの3人のうちの1人が現所有者の近所、同じ自治会内に嫁いでいらっしゃるんですけども、あと2人は、知らないんですけど、後々、お姉さんも高齢であるし、管理できるんですかねと訪ねたら、現所有者のほうはもう、その子供さんの方で、家庭菜園なり保全管理するなり、そういう方法しかないのかなというような話でした。

もう結局、そこも今年のパトロールというか、3か月前に贈与されるときの条件として、現所有者

のほうにはすぐすぐは転用されないんですよという確認はしましたし、あと、少し荒れているんですけどって尋ねたら、贈与の許可が下り次第、業者なり何なりの形できれいにするという返事を伺っていたんですけども、この前、現地に行ったときには若干周りを草刈りされていた程度で、パトロールで緑に判定するような条件ではありませんでした。

とにかく、現所有者の話では返してくれということなので、返して、あとはその3人の子供さんに保全管理なり、してもらわないといけないでしょうねという話でした。

以上です。

○議長（林田 剛君） ほかに何か、関連で。

○委員（10番 内田 弘幸君） そうした場合、贈与ばする相手は、3人おらすかどうかは知らんけど、3人おさせて、その近くにおる人がどうせ保全管理はするとでしょうけん、そうしたときにはもう、姉さんじゃなくて、やっぱりどうのこうの言っても、その近くにおる娘さんなり息子さんがおつてかどうか知らんけど、その人に贈与ばするべきものであって、もう、おかしいけど、贈与すること自体が間違いですもんね、実際。

そこで、兄弟でもめよった、何やかんやいうても、一旦はもう贈与ばして、現所有者まで登記ばしておる案件ですけん、内々がどうだこうだと言って、それでまた、姉さんにも戻せばよかつていう案件じやなかと気がするのですけど、これがこういう形でなっておるというと、事務局もこれは受けた時点で、管理はする人間は誰かというので、そうなら、そこの近くにおる娘なら娘に贈与ばさせるように、議案はつくるべきと思いますよ。

この件に関しては、これはちょっとやっぱりおかしな案件だと思います。

○議長（林田 剛君） 局長。

○事務局長（高木 謙次君） 確かに、内田委員さんが言われるとおりかと思いますけれども、それぞれの家庭間でどういった状況になっているのかよく分かりませんけれども、今は一旦、前所有者が不足する労働力不足を、権利者以外の方に依存をするような形で、もう一応、自己保全するか、家庭菜園程度にすることですけれども、将来的に、その子供さんあたりがずっと耕作し続けるというような話であれば、内田委員さんが言われるとおり、その国見地区内にいる家族の方に贈与するのが適当かと思うんですけども、将来的にそういう話になっているのかどうか分からぬ中で、今は一旦、元の持ち主に返して、その方が不足する労働力を近くの家族が協力して補ってあげるというような形にされたんじゃないかなと思います。

この件については、県のほうにも一応確認をしてから、許可を取り消すのか、再度上げさせて許可を出すのか。そこを一応確認した中では、再度上げさせたほうがスムーズだろうということで回答を頂いて、こういった形になっています。

○委員（10番 内田 弘幸君） 家庭の中の事情でこうなって、そしたら戻してもらうには、前所

有者に戻してもらったにしても、そこの兄弟の中の娘なら私が管理しますと言うとでも、一筆でも何かあれば、私も何も言わんとですよ。

それが何もない。そういうのでポンと出されても、それは納得もできるものではありません。

○議長（林田 剛君） それか、この先、出ましたように、ここの資料の4番の欄にちゃんと農作業に従事する方を書いてもらうなり、それと別に、一筆、子供たちで管理させますということを書いてもらう条件で、それを条件で許可できると思います。申請者に、行政書士の方が入っていらっしゃいますので、行政書士のほうからそういう一筆を求めるような形で、条件つきでということで一応、行きましょうか。

それでどうですか、皆さん。条件つきということで、一筆書いてもらうということでよろしいですか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） それじゃあ、この件につきましては、資料の書き入れの追加もですが、それと別にちゃんと、誰々が、子供が管理するということを一筆入れてもらうということを条件とすることとします。よろしいですか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ほかに、東部調査関係に対して、何かご質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から、案件について説明をお願いします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会長の内田です。中部調査会分は、申請番号51番から53番です。

申請番号51番は、耕作利便のために借り受ける案件です。農地中間管理機構で物納を取り扱わないため、農地法3条での賃貸借申請です。

申請番号52番は、基盤整備事業予定の区画の中の農地で、所有者が高齢で耕作困難のため、要望を受けた譲受人が買い受ける案件です。

申請番号53番は、所有者側からの要望で、耕作利便のため、買い受ける案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号51番から53番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） それでは、ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（13番 井出 真吾君） 議席番号13番、西部調査会長の井出です。西部調査会分は、申請番号54番から60番です。

申請番号54番について、高齢で管理が難しいため、担い手である申請者が規模拡大で譲り受ける案件です。

申請番号55番は、申請地の隣接地である堆肥舎と一括して利用したいため、購入する案件です。

申請番号56番は、町外在住の所有者が高齢で耕作できなくなったため、申請地の近隣の住民が農業を始めたいため、譲り受ける案件です。

申請番号57番は、県外在住で耕作できないため、規模拡大のため譲り受ける案件です。

申請番号58番から60番は、農地所有適格法人が規模拡大のため、譲り受ける案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号54番から60番について、ご質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第40号、申請番号48番から60番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第3、議案第41号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書6ページを御覧ください。

[議案第41号の朗読]

議案書7ページ、申請番号10番から12番の3件の申請があつてあります。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（14番 小田 伸吾君） 議席番号14番、東部調査会長の小田です。東部調査会分は、申請番号10番から12番です。

申請番号10番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は、一般個人住宅用地であり、平成9年頃からの無断転用案件で、今回、追認許可申請を行ったものです。市外在住所有者から、地元の農業後継者が隣接住宅を購入しようとしたときに、農地に無断で建設していることが発覚しました。20年以上前から宅地として使用されていることで、追認許可の要件を満たしていることから、許可に関して特に問題ないものと思

われます。

申請番号11番について、申請地は農振農用地、農振軽微変更済の農地です。申請目的は農業用施設用地で、令和3年頃から自宅倉庫が手狭になったため、農業用施設用地として使用していることで、追認許可の要件を満たしていることから、許可に関して特に問題はないものと思われます。

申請番号12番について、申請地は農振白地、瑞穂支所から300メートル以内にある農地で、第3種農地と判断しました。申請目的は倉庫用地です。ビニールハウスで耕作していたが、農業用機械その他資材等の置き場として自宅近くのハウスを多目的に使用したいための転用です。許可に関して、特に問題はないものと思います。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号10番から12番について、ご質疑がありましたらお願ひします。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第41号、申請番号10番から12番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書8ページを御覧ください。

[議案第42号の朗読]

議案書9ページ、申請番号20番から21番の2件の申請があつてあります。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（14番 小田 伸吾君） 議席番号14番、東部調査会長の小田です。東部調査会分は、申請番号20番です。

申請番号20番について、申請地は農振農用地です。申請目的は選挙事務所用地で、1か月間の一時転用案件です。許可に関して、特に問題はないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号20番について、ご質疑ありましたらお願ひします。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ご質疑はないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会長の内田です。中部調査会分は、申請番号21番です。

申請番号21番について、申請地は、農振白地、基盤整備事業から取り残された農地で、宅地と資材置場の中間にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は、倉庫兼車庫用地です。

申請地は、平成5年頃に無断転用で倉庫用地として利用してきた追認許可申請です。本来は、現在の土地所有者が追認申請をしなければならないところですが、隣接宅地も併せて購入しようとする、法人がそのまま転用目的である倉庫兼車庫用地として利用したいため、手続を早急に進めたい相談があり、今回の5条申請ということになりました。

20年以上前から宅地として使用されていることで、追認許可要件も満たしていることから、許可に関して特に問題ないものと思われます。

なお、現土地所有者には厳重に注意と指導を行っております。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号21番について、ご質疑がありましたらお願いします。どうぞ、中川委員。

○委員（5番 中川 實美君） 5番、中川です。この案件の隣の住宅ですね、住宅も一緒に買われるんですね。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 住宅と資材置場を併せて購入するように聞いております。

○委員（5番 中川 實美君） それ、買われるなら問題なかとかやけど、これを34ページの中央を見れば、玄関がちょっとこっちのほうへ出ているもんで。

○議長（林田 剛君） ほかにありませんか。ありませんね。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第42号、申請番号20番から21番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり決定することとします。

次に、日程第5、議案第43号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○参事補（福田　かすみ君）　議案書10ページを御覧ください。

[議案第43号の朗読]

議案書11ページ、整理番号1番から議案書34ページ、整理番号37番です。この促進計画（案）について、意見等ございましたらお願ひします。

以上です。

○議長（林田　剛君）　それでは、各委員さん、質問等がありましたらお願ひします。質問等ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田　剛君）　ないようですので、議案第43号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取については、特に意見なしと報告することとします。

次に、日程第6、議案第44号、農地移動適正化あっせん事業の規定によるあっせん委員の指名についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○参事補（福田　かすみ君）　議案書35ページを御覧ください。

[議案第44号の朗読]

議案書36ページ、受付番号5番から6番、西部地区の2件の申出があつておらず、受付番号6番については、今回初めて受け手からの申出となっております。

なお、あっせん委員については、議案書にある農地の所在する担当区域の推進委員を基本に、調査会から1名以上選出していただき、本総会において指名の決定をお願いします。

以上です。

○議長（林田　剛君）　それでは、受付番号5番から6番について、西部調査会長からあっせん委員候補者の報告をお願いします。

○委員（13番　井出　真吾君）　議席番号13番、西部調査会長の井出です。受付番号5番について、西部調査会からのあっせん委員候補者を、元村孝太郎委員、松島昭彦委員の指名を選出しました。

次に、受付番号6番については、渡部学委員、本田健吾委員の指名を選出しました。

以上です。

○議長（林田　剛君）　ありがとうございます。

それでは、各委員さん何か質問等ございましたらお願ひします。ありませんか。ありませんね。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田　剛君）　ないようですので、議案第44号、農地移動適正化あっせん事業の規定によるあっせん委員の指名については、受付番号5番から6番について、西部調査会から提出された推進委員を指名することに決定します。

次に、日程第7、報告第8号、非農地通知の発出についてを議題とします。

事務局、報告事項の説明を求めます。

○参考補（福田　かすみ君）　議案書37ページを御覧ください。

[報告第8号の朗読]

議案書38ページ、受付番号5番から6番です。この報告は、個人から非農地通知申出書が提出されたものについて、地元委員と現地確認をした結果、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（林田　剛君）　それでは各委員さんから、ただいまの報告について何かご質疑等ございましたらお願ひします。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田　剛君）　ないようですので、お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（林田　剛君）　ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

先ほど、後からと言った農振のところ、協議したいと思います。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後3時02分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年10月 6日

議 長

署名委員

署名委員